

「施策の方向」について

資料4 別紙

| <p>かながわ青少年育成・支援指針 (現行)</p> | <p>かながわ子ども・若者支援指針(案) (たたき台)</p> |
|--|--|
| <p>I すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援</p> | <p>I 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援</p> |
| <p>1 健康な心と体、確かな学力の育成、活躍の応援</p> <p>成長過程にある青少年が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にすることや思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して支援するとともに、創造性やエネルギーを生かし、未来を切り拓く青少年の活躍を応援します。</p> | <p>1 自己形成のための支援、活躍の応援</p> <p>成長過程にある子どもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にすることや思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して支援するとともに、創造性やエネルギーを生かし、未来を切り拓く子ども・若者の活躍を応援します。</p> |
| <p>2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進</p> <p>青少年が、遊びや地域活動への参加等を通じた多世代との交流などにより、豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長することができるように支援します。</p> | <p>2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進</p> <p>コロナ下で変化した社会環境を踏まえ、子ども・若者が、遊びや地域活動への参加等を通じた多世代との交流や、リアルとバーチャルの最適な組合せによる交流などにより、充実感や生きがいを実感し、豊かな人間性と社会性を持った大人への成長を支え、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等をはぐくむことができるように支援します。</p> |
| <p>3 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成</p> <p>薬物や性にかかわる犯罪の多発等、青少年をとりまく社会環境が変化の中で、青少年が自ら判断し、こうした社会の変化に適切に対応し、健全に成長する力を育成します。</p> | <p>3 子ども・若者の健康と安心安全の確保</p> <p>薬物や性にかかわる犯罪の多発や成年年齢の引下げに伴う消費者被害の発生等、青少年をとりまく社会環境が変化の中で、青少年が自ら判断し、こうした社会の変化に適切に対応し、健全に成長する力をはぐくむとともに、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう体系的に安全教育・健康教育を推進します。</p> |
| <p>4 社会的・経済的な自立の促進</p> <p>青少年が、社会的・経済的な自立に必要な能力を身に付けるため、社会参画やシチズンシップ教育、ライフキャリア教育、キャリア教育を充実させるとともに、事業者等とも連携・協力しながら、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介の支援等を行います。</p> | <p>4 社会的・経済的な自立の促進</p> <p>子ども・若者が、社会的・経済的な自立に必要な能力を身に付けるため、社会参画やシチズンシップ教育、ライフキャリア教育、キャリア教育を充実させるとともに、事業者等とも連携・協力しながら、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介の支援等を行います。</p> |
| <p>II 困難を有する青少年の社会的自立の支援</p> | <p>II 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援</p> |
| <p>5 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の充実</p> <p>各相談・支援機関及びNPO等民間団体の連携を促進し、支援を必要とする青少年や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるように、総合的な相談・支援体制の充実等の取組みを進めます。</p> | <p>5 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実</p> <p>各相談・支援機関及びNPO等民間団体の連携を促進し、支援を必要とする子ども・若者や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるよう支援等の充実を図ります。また、相談・支援体制がより身近なものとなるよう、SNSを活用した相談など、総合的な相談・支援体制の充実等の取組みを進めます。</p> |

| | |
|---|---|
| 6 ひきこもり・ニート等困難を有する青少年の支援 | 6 ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援 |
| ひきこもり・ニート等社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年が、社会とのつながりを求めて、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPO等民間団体との連携・協力を推進して支援します。 | ひきこもり・ニート・発達障がいがある等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が、社会とのつながりを求めて、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPO等民間団体との連携・協力を推進して、本人及びその家族等を支援します。 |
| | 7 障害等のある子ども・若者の支援 |
| | <u>障がいのある子ども・若者については、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障がい者の権利に関する条約の理念を踏まえ、地域における支援体制の強化及び、特別支援教育や生涯学習、就労支援等の充実を図ります。</u> |
| 7 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進 | 8 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進 |
| 青少年の非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくり等、立ち直り支援を推進します。 | 子どもの非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくり等、立ち直り支援を推進します。 |
| 8 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実 | 9 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実 |
| 家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、暴力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取組みを支援します。 | 家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、暴力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取組みを支援します。 |
| 9 子どもの貧困問題への対応 | 10 子どもの貧困問題への対応 |
| 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。 | 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、 <u>子どものことを第一に考え、すべての子どもたちが夢や希望を持つことができる社会の構築を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。</u> |
| | 11 特に配慮が必要な子ども・若者の支援 |
| | <u>子ども・若者の孤独・孤立等により引き起こされる諸問題への早期対応や、ヤングケアラー(※1)やケアリーバー(※2)、外国人の子ども・若者等への適切な支援など、特に配慮が必要な子ども・若者の実態に応じた、誰一人取り残さないための支援を推進します。</u> |
| 10 被害防止・保護活動の推進 | 12 被害防止・保護活動の推進 |
| 児童虐待、児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪等を未然に防止し、早期に対応するとともに、自殺対策や、犯罪被害者等への支援を推進します。 | 児童虐待、児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪等を未然に防止し、早期に対応するとともに、自殺対策や、犯罪被害者等への支援を推進します。 |

| | |
|----------------------|--|
| Ⅲ 社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり | |
| 11 | 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進 |
| | 青少年をとりまく有害環境に対応するため、青少年保護育成条例に基づく規制を推進するとともに、市町村及び関係団体等との連携・協力や近隣都県との共同取組みを推進します。 |
| 12 | 急激に進展する情報化社会への対応 |
| | 情報化の進展によるインターネットの普及、情報通信ツールのパーソナル化等に伴い、青少年の有害情報へのアクセス、有害サイトを介した犯罪被害、ネットいじめ等の弊害が生じています。こうした問題に対応するため、情報モラル教育やメディアリテラシー教育の推進と併せて、フィルタリングの設定等の有害情報対策を推進します。 |
| 13 | 青少年の成長を支える豊かな地域社会づくり |
| | 大人自身の規範意識の向上や青少年育成・支援への責任の自覚を促すとともに、家庭、学校、地域、関係団体、関係機関等が様々な地域活動への参加等を通じて連携し、青少年の成長を支える豊かな地域社会づくりを推進します。 |

| | |
|------------------------|---|
| Ⅲ 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備 | |
| 13 | 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進 |
| | 青少年をとりまく有害環境に対応するため、青少年保護育成条例に基づく規制を推進するとともに、市町村及び関係団体等との連携・協力や近隣都県との共同取組みを推進します。 |
| 14 | 急激に進展する情報化社会への対応 |
| | 情報化の進展によるインターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等に伴い、青少年の有害情報へのアクセス、有害サイトを介した犯罪被害、ネットいじめ等の弊害が生じています。こうした問題に対応するため、情報モラル教育やメディアリテラシー教育の推進と併せて、フィルタリングの設定等の有害情報対策を推進します。 |
| 15 | 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備 |
| | 大人自身の規範意識の向上や子ども・若者への支援について責任を持つことを促すとともに、家庭、学校、地域、関係団体、関係機関等が様々な地域活動への参加等を通じて連携し、子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり・居場所づくりを推進し、 <u>コロナ下で変化した社会環境にも対応できるよう支援します。</u> |